

埋蔵文化財保護の手引き

— 本文編 —

平成31年4月

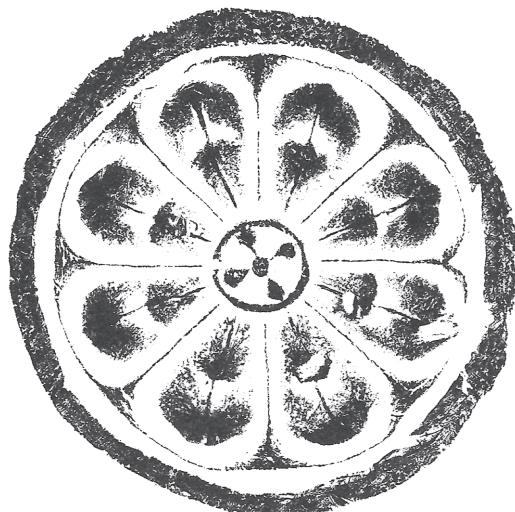
宮城県教育庁文化財課





埋蔵文化財保護の手引き

— 本文編 —



平成31年4月

宮城県教育庁文化財課

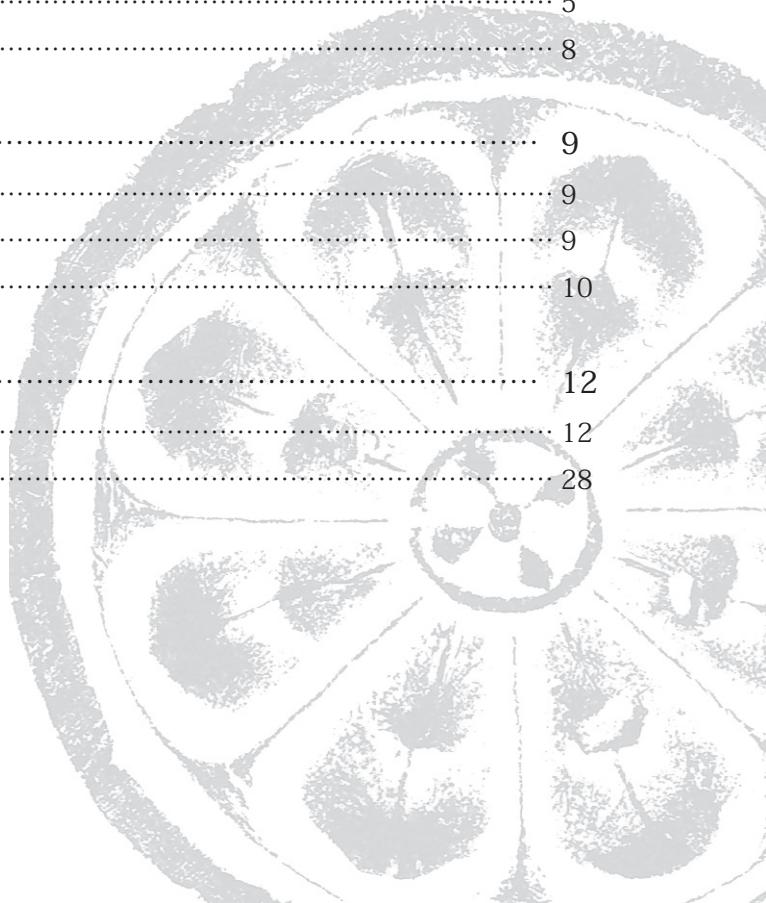


はじめに

- 1 本手引きは平成31年3月20日付け文第3265号で、宮城県教育委員会教育長が通知したもので、同年4月1日以降の県内における埋蔵文化財保護の手続きを示している。
- 2 本手引きの策定から改訂は、これまで以下の経過で行われている。
平成13年4月1日 策定
平成17年4月1日 改訂
平成20年4月1日 改訂
平成31年4月1日 改訂

目 次

1.	埋蔵文化財	1
	【埋蔵文化財とは】	1
	【埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の特性と保護】	1
	【遺跡の種類と対象範囲】	2
2.	地方公共団体の事務	2
	【地方公共団体の任務】	2
	【埋蔵文化財に関する法の概略】	3
	【教育委員会が取扱う事務】	4
3.	埋蔵文化財包蔵地（遺跡）での開発	5
	【開発計画と遺跡の保護】	5
	【記録保存目的の発掘調査等について】	8
4.	出土品の取扱い	9
	【出土品の種類】	9
	【出土品の取扱い】	9
	【所有権の帰属と譲与】	10
5.	関係資料・様式	12
	【宮城県埋蔵文化財事務取扱要領】	12
	【宮城県発掘調査基準】	28





1. 埋蔵文化財

【埋蔵文化財とは】

埋蔵文化財は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号、以下「法」という。）第 92 条第 1 項の規定により、「土地に埋蔵されている文化財」とされている。これは民法（明治 29 年法律第 89 号）第 241 条で規定される「埋蔵物」にあたり、その範疇には土中に埋もれているものだけではなく、海底や湖底等に沈んでいるものも含むと解されている（※ 1）。

埋蔵文化財はその特性から、全てが把握されている訳ではなく、文化財が埋蔵されている土地、すなわち「埋蔵文化財包蔵地」とされている場合でも、範囲や内容等が明確でないことが多い。しかし、そこに包蔵される遺構や遺物はその土地の歴史や文化を解明してゆく上で不可欠な歴史的資料となり、また、特に重要と判断されれば、遺跡は特別史跡や史跡等に、出土品は国宝や重要文化財等に指定されることにもなる。

※ 1 「海底から発見されたものの取扱いに関する疑義について」昭和 35 年法制局回答

【埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の特性と保護】

《遺跡》

「埋蔵文化財包蔵地」は通常「遺跡」と呼ばれる（以下「遺跡」という。）。遺跡は県教育委員会等の「遺跡地図」で周知され、保護と管理が図られる。しかし、前項で述べた理由から全てが把握され遺跡地図に登載されているというものではなく、分布調査や土木工事等（以下「開発」という。）で新たに発見されることや、従来の範囲が拡大することも少なくない。このことから、遺跡地図はあくまで公開された時点までに知り得た情報であり、最新の調査成果によって適切な修正が図られている。

《特性》

遺跡は、過去の人類が活動した痕跡であり、生活に適した低丘陵や段丘、自然堤防に多く分布するが、低湿地、沖積地や山地などにも立地する。しかし、その存在は遺物の散布等により明らかになる程度で、通常の人々の生活の中で意識されることはあるが、見過ごされるおそれが多い。もし、必要な手続きを経ずに遺跡の範囲内で開発が行われると、地表下数十センチ程度の比較的浅い部分に遺構が存在する遺跡が多いため、軽微の掘削であっても破壊され、復元することが不可能となってしまう。

《保護》

遺跡は国民共有の財産（文化財）として保護し、将来へ継承すべきものである。遺跡を破壊行為から護るために各教育委員会がその存在の周知徹底を図るとともに、日頃から大切さを伝える普及啓発活動に精励し、一般の理解と協力を得る努力が必要である。

さらに、遺跡の保護にあたっては、開発事業者にも計画地における遺跡の確認等が求められる。開発を遺跡の範囲内や隣接地で行う場合は、その土地が所在する市町村教育委員会の指導を受け、遺跡の適切な取扱いが必要となる。

また、工事中新たに遺跡が発見されれば、遺跡保護に努める必要があることから、開発に大きな影響を及ぼすことになる。このような不時発見は、主に大規模な開発や遺跡隣接地の工事等でおこることが想定されるので、開発事業者は、開発地に周知の遺跡がなくても、所在する教育委員会に事前の情報提供をすることが望ましい。

【遺跡の種類と対象範囲】

《種類》

遺跡は種類によって分類することができる。宮城県では、分類項目として散布地、集落跡、貝塚、官衙跡（城柵跡）、城館跡、都城跡（都市跡）、社寺跡、古墳、横穴墓、その他の墓（靈廟等）、生産遺跡、その他の遺跡（塚、宗教遺跡、名所旧跡、運河・港湾等）としている（※2）。

このうち、内容や形態がより明らかなものは、さらに細分しており、古墳では前方後円墳、前方後方墳、円墳、方墳、生産遺跡は窯跡、製鉄遺跡、製塩遺跡、条里跡、水田跡、産金遺跡、塚では経塚、十三塚、一里塚、宗教遺跡では祭祀遺跡や板碑（群）、名所旧跡では屋敷跡・庭園等がある。

※2 「宮城県埋蔵文化財事務取扱要領」（平成19年12月20日文第1580号 宮城県教育委員会教育長通知）の第1～5・7号 様式別記による。

《対象範囲と時代区分》

遺跡として取扱う時代の範囲については、「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」（平成10年 庁保記第75号 文化庁次長通知）で標準が示されており、

- ①おおむね中世までに属する遺跡は原則として対象とする
- ②近世に属する遺跡は地域において必要なものを対象とすることができる
- ③近現代の遺跡については地域において特に重要なものを対象とすることができる

となっている。宮城県はこの取扱いにしたがって、基本的に旧石器時代から中世までを対象としており、近世以降については、地域の歴史的特性が顕著な城館跡や名所旧跡のほか、年代考察の基本資料となる陶磁器窯跡等、運河・港湾等、各地域において重要と評価される遺跡に限定している。

時代区分は具体的に旧石器時代、縄文時代、弥生時代、古墳時代、古代、中世、近世、近現代とし、また細分できるものは以下のとおりとしている。

時代区分と取扱い対象

時代	時代・時期細分	対象
旧石器時代		全て対象
縄文時代	草創期、早期、前期、中期、後期、晚期	全て対象
弥生時代	前期、中期、後期	全て対象
古墳時代	前期、中期、後期	全て対象
古代	飛鳥時代、奈良時代、平安時代	全て対象
中世	鎌倉時代、南北朝時代、室町時代	全て対象
近世	安土桃山時代、江戸時代	必要なものを対象
近現代	明治時代、大正時代、昭和時代	特に重要なものを対象

2. 地方公共団体の事務

【地方公共団体の任務】

文化財保護における国及び地方公共団体の任務は、法第3条に「文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるよう、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。」とされている。

また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第23条では、地方公共団体が処理する教育委

員会に係る事務の一つとされ、条例により地方公共団体の長もできるとされている。宮城県及び県内の市町村では、教育委員会が埋蔵文化財保護の事務を担当している。

【埋蔵文化財に関する法の概略】

遺跡の発掘や保護等、埋蔵文化財の取扱い事務に関しては、法第6章に定められている。その概略は以下のとおりである。

第 92 条	第 1 項	調査のための発掘に関する届出
	第 2 項	当該発掘に関する指示、禁止・停止・中止命令
第 93 条	第 1 項	土木工事のための発掘に関する届出
	第 2 項	当該発掘に関する指示
第 94 条	第 1 項	国や地方公共団体、又は國もしくは地方公共団体の設立に係わる法人で政令の定めるもの※（以下「國の機関等」という。）が行う土木工事等の発掘に関する通知
	第 2 項	事業計画の策定及び実施に関する協議要請の通知
第 95 条	第 3 項	事業計画の策定及び実施に関する協議
	第 4 項	事業計画の実施に関する文化財保護上必要な勧告
第 96 条	第 5 項	事業計画が各省庁の長のときの前各項事務の文部科学大臣経由
	第 1 項	埋蔵文化財包蔵地の周知のための措置の実施義務
第 97 条	第 2 項	前項に関する國の指導・助言等による援助
	第 1 項	土地の所有者又は占有者による遺跡の発見に関する届出
第 98 条	第 2 項	遺跡の現状変更に関する停止・禁止命令
	第 3 項	前項の停止・禁止命令に関する意見聴取
第 99 条	第 4 項	第 2 項に関する命令の期限
	第 5 項	調査期間の延長措置
第 100 条	第 6 項	第 2・5 項に関する期限の期限
	第 7 項	第 1 項の届出がなされなかった場合も可とする第 2 項・第 5 項に規定する措置
第 101 条	第 8 項	第 1 項における発見遺跡の保護に関する指示
	第 9 項	第 2 項の命令に関する損失の補償
第 102 条	第 10 項	前項における第 41 条第 2～4 項の適用
	第 1 項	國の機関等による遺跡の発見に関する通知
第 103 条	第 2 項	遺跡の調査、保存等に関する協議要請の通知
	第 3 項	前項に係わる協議
第 104 条	第 4 項	遺跡の保護上必要な勧告
	第 5 項	前項における第 94 条第 5 項の適用
第 105 条	第 1 項	文化庁長官による調査のための発掘の施行
	第 2 項	土地の所有者等への前項必須事項に関する協議
第 106 条	第 3 項	地方公共団体による調査のための発掘の施行
	第 4 項	土地所有者が國の場合の前項必須事項に関する協議
第 107 条	第 5 項	第 1 項発掘に関する事業者への協力要請
	第 1 項	文化庁長官の地方公共団体に対する指導助言
第 108 条	第 2 項	國の地方公共団体に対する発掘経費（一部）の補助
	第 3 項	文化庁長官による文化財の返還又は通知
第 109 条	第 4 項	都道府県等による文化財の返還又は通知
	第 5 項	警察署長による広告
第 110 条	第 1 項	文化財の提出
	第 2 項	提出物の鑑査
第 111 条	第 3 項	文化財の場合の通知 文化財でない場合の提出物の差戻
	第 4 項	文化財返還請求に係わる引渡
第 112 条	第 5 項	文化財の国庫帰属、報償金の支給
	第 6 項	前項における第 41 条第 2～4 項の適用
第 113 条	第 7 項	文化財の都道府県帰属、報償金の支給
	第 8 項	報償金の折半
第 114 条	第 9 項	報償金の額の決定
	第 10 項	補償額の増額請求の訴え
第 115 条	第 11 項	補償額の増額請求の訴えの被告
	第 12 項	

第 106 条	第 1 項	土地所有者に対する国庫帰属の文化財の譲与 前項に関する金額 独立行政法人国立博物館・同文化財研究所・文化財の発見地を管轄する都道府県に対する国庫帰属文化財の譲与等
	第 2 項	
	第 3 項	
第 107 条	第 1 項	文化財の譲与
	第 2 項	前項に関する報償金の控除
第 108 条		遺失物法の適用
第 154 条	第 3 号	第 92 条第 2 項の発掘の禁止又は中止命令に係わる聴聞
	第 1 項	第 96 条第 2 項の調査のための停止もしくは禁止命令又は同条第 5 項の命令の期間の延長に係わる聴聞
	第 4 号	文化庁長官の聴聞手続き
	第 2 項	審理の公開
第 155 条	第 1 項	第 98 条第 1 項に関する意見の聴取
	第 2 項	前項の聴取に係わる理由の通告等
第 176 条		第 98 条第 1 項による発掘の土地が国所有地等の場合の発掘方法、着手時期等に係わる文化庁長官と関係省庁との協議
第 184 条	第 1 項	遺跡の発掘や発見に係わる都道府県等が行うことができる事務の規定
	第 3 項	第 1 項第 6 号の事務を行う場合における第 94 条第 5 項、第 97 条第 5 項の規定の除外
	第 4 項	第 96 条第 2 項の命令に係わる損失補償
	第 5 項	補償額の決定
	第 6 項	補償額の増額請求の訴え
	第 7 項	補償額の増額請求の訴えの被告

【教育委員会が取扱う事務】

教育委員会の取扱う埋蔵文化財保護の事務には、遺跡の発見と周知、ならびに発掘調査に係わる届出等の受理、指示、鑑査等がある。

《遺跡の発見と周知》

田畠等での土器の散布や山林等での土壘・空堀の遺存によって、遺跡であると判明した場合には、法の規定による遺跡発見の手続きをとらなければならない。発見者が個人等であれば法第 96 条第 1 項(※3)、国の機関等や地方公共団体の場合は法第 97 条第 1 項(※4)の規定による届出等を、市町村教育委員会を経由して県教育委員会に提出することになる(指定都市区域分を除く)。

遺跡発見の届出等が提出された遺跡は、県教育委員会によって登録され、法 95 条 1 項の規定により、遺跡地図等によって遺跡名・所在地・範囲等が周知される。こうして登録・周知された遺跡では、開発にあたって発掘調査の届出等の義務が生じることとなる。

※3 宮城県埋蔵文化財事務取扱要領—第 3 号様式

※4 宮城県埋蔵文化財事務取扱要領—第 5 号様式

《発掘の届出等と指示》

埋蔵文化財に係わる届出等の受理、指示・勧告・命令の事務は県教育委員会が取扱うこととされ(※5)、指定都市教育委員会には、域内における法第 93 条第 1 項、第 2 項、第 96 条第 1 項～第 3 項・第 5 項・第 7 項・第 8 項の権限が委譲されている。

さらに、これらの事務のうち、届出等の受理は遺跡を所管する市町村教育委員会が行うこととされている(※6)。したがって、市町村教育委員会にあっては、法第 93 条第 1 項、法第 94 条第 1 項に基づく発掘届等を開発事業者から受理する際、必要事項・添付書類が充足していることを確認し、遅滞なく県教育委員会に進達しなければならない。これらの事務についてまとめると、以下のとおりとなる。

※5 平成12年の法改正による。平成12年以前は文化庁長官の事務とされていた（法第184条及び文化財保護法施行令第5条）。

※6 平成17年の文化財保護条例の改正による。

教育委員会が取り扱う主な事務一覧

条文	事務の内容	取扱者	条文	事務の内容	取扱者
92 ①	発掘に関する届出受理	C	99 ①	地方公共団体による発掘	D
②	発掘に関する指示、中止命令	A	②	国（地権者の場合）との協議	D
93 ①	発掘に関する届出受理	C	③	第1項発掘に係る協力要請	D
②	発掘に関する指示	B	100 ②	文化財の返還又は通知	B
94 ①	発掘に関する通知の受理	C	101	文化財の提出受理	B
②	協議要請の通知	A	102 ①	鑑査	B
③	②に関する協議	A	②	警察署長への通知・差戻し	B
④	文化財保護上の勧告	A	103	文化財の引渡し	B
95 ①	埋蔵文化財包蔵地の周知	D	105 ①	文化財の帰属、報償金の支給	A
96 ①	遺跡の発見届受理	C	③	報償金の額の決定	A
②	現状変更の停止・禁止命令	B	④	増額請求の受理	A
③	②に関する意見聴取	B	⑤	増額請求の訴えの被告	A
⑤	調査期間の延長	B	107	文化財の譲与等	A
⑦	命令、期間の延長	B	154 ①三	92 ②に係る聴聞	A
⑧	遺跡保護に関する指示	B	四	96 ②に係る聴聞	B
97 ①	遺跡の発見通知受理	C	184 ④三	96 ②に係る損失補償	B
②	協議要請の通知	A	⑤	補償額の決定	B
③	②に係る協議	A	⑥	増額請求の訴えの受理	B
④	遺跡保護上の勧告	A	⑦	増額請求の訴えの被告	B

※A—都道府県 B—都道府県及び指定都市（区域内分） C—市町村（指定都市を含む いずれも区域内分） D—すべての教育委員会

3. 埋蔵文化財包蔵地（遺跡）での開発

【開発計画と遺跡の保護】

《遺跡の範囲内・隣接地で計画するとき》

開発事業者は、遺跡を避けて開発計画を立案することが大切であるが、やむをえず計画地が遺跡の範囲内や隣接地に及ぶときは、県教育委員会とその取扱いについて事前の協議が必要となる。協議の際には次頁の様式による協議書を、当該遺跡を所管する市町村教育委員会経由で提出する。

また、国の機関等にあっては、あらかじめ計画立案段階で県・市町村教育委員会と協議を行い、遺跡の保護に努めなければならない。協議では、係わりが避けられない場合でも、遺跡への影響がより軽微になるよう計画範囲や工法について調整が行われる。

このような協議は、遺跡保護の観点から必要であるだけでなく、教育委員会と開発事業者双方の意思疎通を図ることにより、開発事業者にとっても開発を円滑に進めるための有効な手段となるものである。

3. 埋蔵文化財包蔵地（遺跡）での開発

《遺跡から離れた場所で計画するとき》

工事中の不時発見を防ぐため、開発事業者は、計画する範囲が概ね1,000m²を超えるとき（※7）、周知の遺跡の範囲外であっても、計画地が所在する市町村教育委員会に開発計画を伝えることが望ましい。情報提供を受けた市町村教育委員会は、県教育委員会と計画内容を共有するとともに、分布調査等によって遺跡の有無を調べ、その結果を開発事業者へ報告する。

※7 面積はあくまで目安であり、開発内容によってはこの面積以下でも情報提供が望ましい。なお、土砂採取や林業生産活動等は文化庁通知により事前の連絡を必要としている（資料編18・19参照）。

協議書様式

第 号	
(元号) 年 月 日	
（ 教育委員会経由）	
宮城県教育委員会教育長 殿	
住所：	
氏名：	
_____ 計画と埋蔵文化財のかかわりについて（協議）	
このことについて、下記のとおり開発の基本計画を策定中ですが、開発の計画及び実施に当たり文化財保護法の趣旨及び適用措置を十分に尊重いたしたく、関係書類を添えて協議いたします。	
記	
1. 事業名：	
2. 事業実施年月日：	
3. 事業実施予定地：	
4. 協議対象遺跡：	
5. 提出書類	
①計画概要書	
②位置図及び関係図面	
6. 備考：	

《協議書の回答－発掘調査の要否の判断－》

県教育委員会は遺跡の取扱い協議にあたって、「宮城県発掘調査基準」（※8）に基づいた発掘調査の要否を開発事業者に回答する。この判断では、開発計画が遺跡に与える影響を、地形、掘削規模・深度、周辺の調査成果、開発計画地の分布調査・試掘調査成果等から勘案する。このため、回答前に開発

事業者・市町村・県教育委員会の3者で現地の確認と計画変更の協議を行う場合や（※9），回答の前後で試掘調査（下記表参照）を実施して遺構の有無を確認する場合がある。試掘調査で遺構や遺物が発見されなかった場合，開発計画の変更は必要なく，協議書回答後に発掘届等を提出する。一方，発見されたときには，調査結果を踏まえて再度協議を行うこととなる。

これらを踏まえた協議の回答は，主に確認調査（下記表参照）・工事立会・慎重工事の3つとなることが多い。3つの対応は，以下の項目いずれかに該当することを前提として判断している。

各種調査の内容

名称	ア 分布調査	イ 試掘調査	ウ 確認調査
内容	計画地内を歩くことによって遺物の散布状況、地形の特徴等を把握する方法で、掘削を伴わない調査。	地表面の観察等からでは判断できない場合に行う埋蔵文化財の有無を把握するための部分的な発掘調査。	遺跡の範囲・深さ・性格・内容等を把握するための部分的な発掘調査。
調査時期	・協議書提出前後	・協議書提出後 ・協議書回答後 など	・届出回答後

[確認調査]

- ①工事の掘削により遺跡が破壊される。
 - ②掘削が及ぼなくとも，工事により遺跡に影響を及ぼす。
 - ③恒久的な工作物の設置により，遺跡と人との関係が絶たれ，遺跡が損壊したのに等しい状態となる。
- ※③の具体例として，遺跡からの情報を得ることが困難となるような工作物の種類と対応を「宮城県発掘調査基準」の一覧表に示している。

[工事立会]

工事立会とは，開発工事中に市町村教育委員会職員が現場を確認し，掘削状況等を記録することである。

- ①対象地域が狭小で発掘調査が実施できない。
- ②工事が埋蔵文化財を損壊しない範囲内で計画されているが，念のため現地で工事の状況を確認する必要がある。

[慎重工事]

慎重工事とは，開発事業者が遺跡に注意して工事を行うことである。

- ①遺跡周辺の調査成果，地形観察等から遺跡への影響が極めて低いと判断できる。
- ②既に計画地全体が大規模に削平され，遺跡への影響がないと判断できる。

※8 文化庁「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」を踏まえて策定している。

※9 国の機関等の場合は，法94条2・3項で規定されている。

《発掘届・通知の提出と指示》

協議書の回答で遺跡の取扱いが決定された後，開発事業者は，民間企業等であれば工事着手60日前までに法第93条第1項の規定による届出（※10）を，国の機関等（文化財保護法施行令第1条に定める法人を含む）は，計画策定期段階に法第94条第1項の規定による通知（※11）を，開発計画地が所在する市町村教育委員会を経由して県教育委員会に提出しなければならない。ただし，指定都市域内

3. 埋蔵文化財包蔵地（遺跡）での開発

では、民間企業等に限り、届出は指定都市教育委員会に提出することとなる。

なお、大学等が開発に伴う発掘調査を行う場合は、法第93条第1項の届出とともに、法第92条の規定による発掘調査の届出（※12）を、市町村教育委員会を経由して県教育委員会に提出することとなる。

県教育委員会は提出された発掘届・通知に対して、法第93条第2項、法第94条第4項の規定により、遺跡の保護上必要な指示・勧告を、市町村教育委員会を経由して開発事業者に通知する。また、指定都市教育委員会は域内の民間企業等の開発で提出された届出に対して、開発事業者に指示を通知する。指示・勧告は発掘調査・工事立会・慎重工事のいずれかで出され、その判断は、協議書の回答や、回答後に試掘調査を実施した場合はその結果を踏まえて行われる。指示・勧告を受けた開発事業者は、市町村教育委員会と確認調査の着手時期や工事立会の日程等を協議する。

※10 宮城県埋蔵文化財事務取扱要領第2号様式

※11 宮城県埋蔵文化財事務取扱要領第4号様式

※12 宮城県埋蔵文化財事務取扱要領第1号様式

【記録保存目的の発掘調査等について】

《発掘調査の着手時期と範囲の決定》

発掘調査の指示を受けた開発事業者は、市町村教育委員会と着手時期・調査方法等について協議を行う。市町村教育委員会が確認調査を実施した結果、遺跡への影響がないと判断された場合には、これをもって工事着手が可能となり、遺跡への影響があるときは、調査の成果をもとに本発掘調査の範囲・費用・期間等を算出し、開発事業者・県教育委員会と対応について協議することとなる。協議では県・市町村教育委員会によって主として以下の三つの方法が提示される。

- ①保存のため、遺構・遺物が発見された範囲を区域から除外する（地区除外）。
- ②やむを得ず区域内に含めるが、遺跡に影響を及ぼさないような工法に変更し、保存を図る（現状保存）
- ③本発掘調査を実施して、報告書によって記録を残す（記録保存）。

なお、本発掘調査の対象範囲は、文化庁通知「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」（以下で抜粋して掲載）で示されており、これに基づいて取扱うこととなる。

○発掘調査をする範囲の基本的な考え方

1. 遺構の所在する場所にあっては、遺構が単独の場合は個々の遺構のみを範囲とし、遺構が歴史的な意味合いを持つ群をなす場合はその群全体の範囲（外側の遺構を順次結んで囲まれる範囲）とすること。また、ごく少数の遺構が互いに離れて存在する場合は、各遺構のみを範囲とするか、これらを含む区域全体を範囲とするかは、その遺跡の時代や歴史的意味・性格等を考慮して判断すること。遺跡の中の空閑地については遺跡の時代や性格等を考慮し、広場等歴史的意味があると考えられる場合は、原則として遺構の範囲に含めること。祭祀遺物が分布する区域あるいは廃棄された遺物が集積する区域等のように、顕著な遺構がなくとも出土状況に意味のある遺物が所在する範囲は、遺構に含めること。
2. 遺物包含層のみの場合は、遺物の出土状況に基づいて、一定の量の遺物がまとまって所在する区域を範囲とし、遺物が散漫に所在する区域は範囲から除外すること。
ただし、出土状況の判定に当たっては、地域性や遺跡の時代・性格等を十分に考慮する必要があり、遺物の出土が散漫な区域であっても地域や時代性等の特性（例えば旧石器時代や縄文時代草創期等、本来遺物が多量に出土することの希な時代の場合）を考慮して範囲に含めるかどうかを判断すること。
3. 規格性のある区画や類似する構成・性格の遺構が連続しており一部の遺構の在り方から全体が推定できる場合（例えば田畠及び近世の都市・集落等を構成する道路・木樋・側溝等）は、地域性、遺構の残存状況（現在の市街地との重複等）、発掘調査で得られる情報の内容、考古学的情報以外の資料から得られる情報（古文書等の資料の有無）等の諸要素を総合的に勘案し、本発掘調査をする範囲を判断すること。

《本発掘調査の実施》

協議によって、③遺跡の記録保存（本発掘調査）となった場合、開発事業者は、その範囲の本発掘調査を適正に行うことが求められる（※ 13）。調査にあたっては、適切な発掘調査を実施できる組織（※ 14）に依頼し、現地における発掘作業の終了をもって、対象範囲内での工事着手が可能となる。

※ 13 発掘調査とは、発掘作業から報告書刊行までの一連の作業を指し、その内容については「宮城県埋蔵文化財発掘調査標準」で示している。

※ 14 一般的に県内では市町村教育委員会が実施しており、必要に応じて県教育委員会が支援する。

4. 出土品の取扱い

【出土品の種類】

出土品とは、発掘調査等によって発見された土器など遺物（埋蔵物）のことを指し、遺構とともに埋蔵文化財を構成する。出土品にはおおよそ以下の種類があり、それらは土地の歴史や文化を理解する上で欠くことのできない大切な歴史的資料となる。

出土品の種類（※ 15）

① 人の遺体又はその一部・人間活動の痕跡等	人骨・糞石・足跡等	
② 道具	土器・陶磁器・石器・金属器・木器・骨角器等	
③ 道具等製作時の副産物	未製品・石核・石材チップ・木材削りかす・製鉄遺跡の鉄滓等	
④ 遺構を構成する素材	製造・加工品	古墳の石室材・石垣の石材・木材（炭化材）・瓦・磚等
	未加工品	配石遺構の自然石・古墳の葺石・焼土・焼石等
⑤ 原料等	道具等の原材料	石器の原石・金属鉱石・粘土塊・アスファルト等
	燃料	木炭等
⑥ 家畜・食料等	家畜・栽培植物	イヌ・ウマの遺体等
	食べかす	貝殻・種子・動物骨等
⑦ 自然（環境）物	土壌・花粉・動植物遺体等	

※ 15 この種類は、文化庁 埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会報告「出土品の取扱いについて《出土品の種類・分類例》」（平成 9 年 2 月）を参考としている。

これらの出土品は、「1. 埋蔵文化財」の「遺跡の種類と対象範囲」で示した時代のものが該当する。対象となる時代に帰属する出土品は、①、②はすべて取上げが必要であるが、③～⑦の一部については、状況に応じて選択することができる。取上げた出土品は、文化財として恒久的に保管、管理するとともに、有効に活用していかなければならない。

【出土品の取扱い】

《埋蔵物発見と保管》

発掘調査により遺物を発見し、出土品として取上げたとき（偶然に発見した場合も含む）は、発見者は法第 108 条及び遺失物法第 4 条第 1 項の規定により、所轄警察署に差出さなければならない。差出

4. 出土品の取扱い

しあは法第 108 条及び遺失物法第 9 条の規定する譲与等の権利を失わないため、発見の日から 7 日以内に行う必要がある。

ただし、実物の差出しあは毀損や混合のおそれがあるため、通常は宮城県埋蔵文化財事務取扱要領第 4 の規定により、所轄警察署への埋蔵物発見届（※ 16）をもって差しとみなされる。

市町村教育委員会や大学等が発見した出土品は、一般的に報告書作成のため、発見者（調査主体者）が保管することになる。その際、発見者は埋蔵文化財保管証（※ 17）と所轄警察署へ差出した埋蔵物発見届の写しを県教育委員会あてに提出する。

※ 16 宮城県埋蔵文化財事務取扱要領－第 6 号様式

※ 17 宮城県埋蔵文化財事務取扱要領－第 7 号様式

《文化庁と県・指定都市教育委員会の特例》

文化庁長官及び県教育委員会、指定都市教育委員会が行った発掘調査の出土品は、法第 100 条第 1 項及び同条第 2 項の規定により、所有者が判明している場合を除いて、警察署への文化財発見の通知で足りるとされている。

《警察署からの提出》

警察署は、差出された出土品が文化財と認められるとき、法第 101 条の規定により、所有者が判明する場合を除いて県、出土品を教育委員会（もしくは指定都市教育委員会）に提出しなければならない。

ただし、実際には前項の理由から実物の提出は行わず、警察署の埋蔵文化財提出書をもって提出とみなされる。

《文化財の鑑査》

県教育委員会（もしくは指定都市教育委員会）は、提出された出土品（埋蔵文化財提出書）について法第 102 条第 1 項の規定による鑑査を行い、これを文化財と認定したときは、そのことを警察署に通知する。また文化財でない場合は、同条第 2 項の規定によりこれを警察署に差戻すこととされている。

【所有権の帰属と譲与】

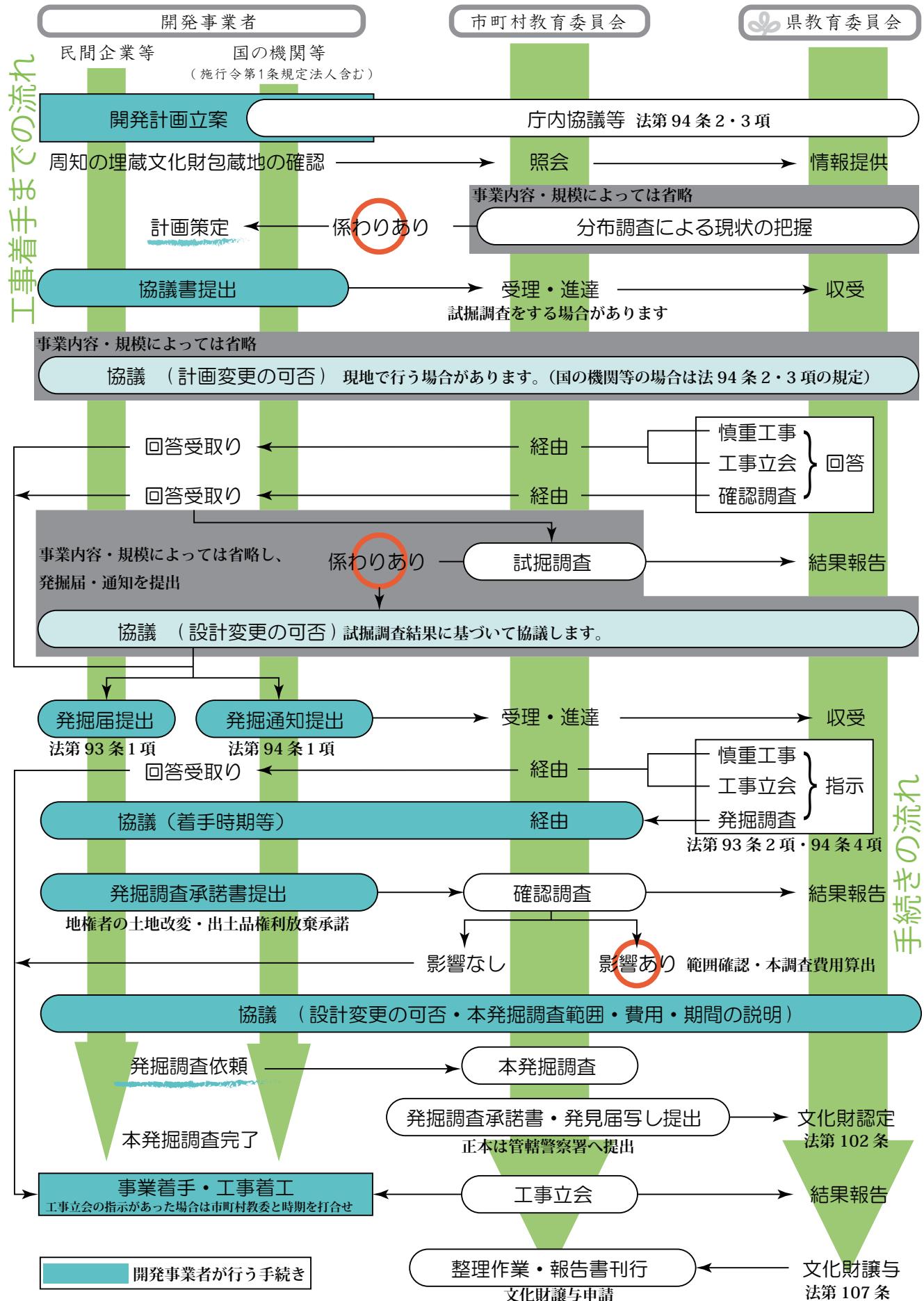
出土品の所有権は、警察による公告の後、所有者不明のまま半年を経過した段階で、法第 104 条及び 105 条の規定により、宮城県に帰属するとされる（※ 18）。

この所有権が宮城県にある出土品は、宮城県文化財保護条例第 31 条の規定により、発見した土地が所在する市町村等教育委員会等、県教育委員会が適当と認める団体に対し、その申請に基づいて譲与することができる（※ 19）。

埋蔵文化財の保護は、何よりも身近な地域住民の理解と協力を得ることが不可欠である。そのためには、出土品は地域住民の身近にあることが望ましく、市町村教育委員会による積極的な活用が重要である。

※ 18 国の機関等（独立行政法人国立博物館もしくは独立行政法人国立文化財研究所を含む）が発掘調査したものについては国庫に帰属する。

※ 19 宮城県埋蔵文化財事務取扱要領－第 8 号様式。但し、文化財の保存のため又はその効用から見て県が保有する必要がある場合を除く。



5. 関係資料・様式

【宮城県埋蔵文化財事務取扱要領】

(趣旨)

第1 この要領は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)及び文化財保護条例(昭和50年条例 第49号。以下「条例」という。)に基づく埋蔵文化財に関する事務を円滑に処理するために必要な事項を定めるものとする。

(発掘・遺跡発見等に係る届出)

第2 法第92条第1項の規定による届出は、第1号様式により行うものとする。

2 法第93条第1項の規定による届出は、第2号様式により行うものとする。

3 法第96条第1項の規定による届出は、第3号様式により行うものとする。

(国の機関等が行う発掘・遺跡発見等に係る通知)

第3 法第94条第1項の規定による通知は、第4号様式により行うものとする。

2 法第97条第1項の規定による通知は、第5号様式により行うものとする。

(埋蔵物発見届の提出)

第4 発掘調査等により遺失物法(平成18年法律第73号。)の適用がある埋蔵物を発見した者は、これを当該埋蔵物が発見された土地を管轄する警察署長に提出しなければならない。ただし、埋蔵物の保存上又は学術的な分類整理上、埋蔵物の提出に支障があるときは、第6号様式による埋蔵物発見届の提出をもって埋蔵物の提出に代えることができる。

(鑑査の結果の通知)

第5 宮城県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)は、法第102条第2項の規定により、鑑査した物件を文化財と認めた旨を警察署長に通知するときは、併せて当該物件が発見された土地を管轄する市町村教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の規定により地方公共団体の長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた場合にあっては、当該地方公共団体の長)に通知するものとする。

(埋蔵文化財保管証の提出)

第6 法第102条第1項の鑑査により文化財と認められた物件は、学術的な分類整理のため必要があるときは、発掘者又は発見者が一時保管するものとする。

2 発掘者又は発見者は、前項の文化財を保管するときは、第7号様式による埋蔵文化財保管証を県教育委員会に提出するものとする。

(譲与)

第7 法第107条又は条例第31条の規定により文化財の譲与を受けようとする者は、第8号様式による出土文化財譲与申請書を県教育委員会に提出するものとする。

附 則 この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成19年12月20日から施行する。

附 則 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

調査のための発掘に関する届出様式（法 92 条：学術調査を行う大学機関等）

第 1 号様式（第 2 関係）

第 号
年 月 日

宮城県教育委員会教育長 殿

住 所
氏 名 印

埋蔵文化財発掘調査の届出について

埋蔵文化財について発掘調査を実施したいので、文化財保護法第 92 条第 1 項の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり届け出ます。

記

- 1 発掘予定地の所在及び地番
- 2 発掘予定地の面積
- 3 発掘予定地に係る遺跡の種類、名称、員数、現状及び時代
- 4 発掘調査の目的
- 5 発掘調査の主体となる者の氏名及び住所（国若しくは地方公共団体の機関又は法人その他の団体の場合は、その名称、代表者の氏名及び所在地）
- 6 発掘担当者の氏名、住所及び経歴
- 7 発掘着手の予定時期
- 8 発掘終了の予定時期
- 9 出土品の処理に関する希望
- 10 その他参考となるべき事項

【添付書類】

- 1 発掘予定地及びその付近の地図（周知の埋蔵文化財包蔵地における発掘の場合は、当該地図に埋蔵文化財包蔵地の概略の範囲を記入したもの）
- 2 発掘担当者が発掘調査の主体となる者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 3 発掘予定地の所有者の承諾書
- 4 発掘予定地につき権原に基く占有者があるときは、その承諾書
- 5 発掘予定地の区域において、石灰石、ドロマイト、耐火粘土、砂鉱等地表に近い部分に存する鉱物につき鉱業権が設定されているときは、当該鉱業権者の承諾書

5. 関係資料・様式

調査のための発掘に関する届出様式（法 92 条：学術調査を行う大学機関等）

(第 1 号様式別記)

別 記

1 所在地			
2 調査面積			
土地所有者	氏名等：		
3 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴 墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 ()		
遺跡の名称		員数	
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ()		
遺跡の時代	旧石器 繩文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 ()		
4 調査の目的	a 学術調査 () b 遺跡整備 c 自然崩壊		
調査の契機	d 開発事業：道路 鉄道 空港 港湾 河川 ダム 学校 共同住宅 個人住宅 工場 店舗 住宅兼工場店舗 その他の建物 () 宅地 造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・電気・水道 等 農業基盤整備 土砂採集 その他農業 () その他開発 ()		
	備考：		
5 調査主体	氏名： 住所		
6 発掘担当者	氏名： 住所： 経歴：		
7 着手予定期	年 月 日	8 終了予定期	年 月 日
9 出土品の処理			
10 参考事項			

[注意事項] 遺跡の種類、遺跡の現状、遺跡の時代、調査の目的及び調査の契機欄は、該当項目を○で
囲み、該当項目のない場合は()内に記入

土木工事のための発掘に関する届出様式（法 93 条：民間企業等）

第 2 号様式（第 2 関係）

第 号
年 月 日

宮城県教育委員会教育長 殿

住 所
氏 名 印

埋蔵文化財発掘の届出について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法第 93 条第 1 項の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり届け出ます。

記

- 1 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
- 2 土木工事等をしようとする土地の面積
- 3 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称、代表者の氏名及び所在地）
- 4 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、名称、員数、現状及び時代
- 5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概略
- 6 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称、代表者の氏名及び所在地）
- 7 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所
- 8 当該土木工事等の着手の予定時期
- 9 当該土木工事等の終了の予定時期
- 10 その他参考となるべき事項

【添付書類】

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

5. 関係資料・様式

土木工事のための発掘に関する届出様式（法 93 条：民間企業等）

(第2号様式別記) 別記			
1 所在地			
2 面 積			
3 土地所有者	氏名等： 住 所：		
4 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴 墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 ()		
遺跡の名称	員数		
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ()		
遺跡の時代	旧石器 繩文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 ()		
5 工事の目的	道路 鉄道 空港 港湾 河川 ダム 学校 共同住宅 個人住宅 工場 店舗 住宅兼工場店舗 その他の建物 () 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・電気・水道等 農業基盤整備 土砂採集 その他農業 () その他開発 () 遺跡整備		
工事の概要			
6 工事の主体	氏名： 住所：		
7 施行責任者	氏名： 住所：		
8 着手予定期間	年 月 日	9 終了予定期間	年 月 日
10 参考事項			
〔注意事項〕 遺跡の種類、遺跡の現状、遺跡の時代及び工事の目的欄は、該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は()内に記入			

土地の所有者又は占有者による遺跡の発見に関する届出様式（法 96 条）

第3号様式（第2関係）

第 号
年 月 日

宮城県教育委員会教育長 殿

住 所
氏 名 印

遺跡発見の届出について

遺跡と認められるものを発見したので、文化財保護法第 96 条第 1 項の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり届け出ます。

記

- 1 遺跡の種類
- 2 遺跡の所在及び地番
- 3 遺跡の所在する土地の所有者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び所在地）
- 4 遺跡の所在する土地の占有者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び所在地）
- 5 遺跡の発見年月日
- 6 遺跡を発見するに至った事情
- 7 遺跡の現状
- 8 遺跡の現状を変更する必要のあるときは、その時期及び理由
- 9 出土品のあるときは、その種類、形状及び数量
- 10 遺跡の保護のため執った、又は執ろうとする措置
- 11 その他参考となるべき事項

【添付書類】

遺跡が発見された土地及びその付近の地図並びに土木工事等により遺跡の現状を変更する必要があるときは、当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

5. 関係資料・様式

土地の所有者又は占有者による遺跡の発見に関する届出様式（法 96 条）

(第 3 号様式別記)

別 記

1 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴 墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 ()
2 遺跡の時代	旧石器 繩文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 ()
3 土地所有者	氏名等： 住 所：
4 土地占有者	氏名等： 住 所：
5 発見年月日	
6 発見の事情	土木工事中 () 分布調査 試掘調査 その他 ()
7 遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ()
8 現状の変更	時期： 年 月 日 ~ 年 月 日 理由：
9 出土品	(種類・形状・数に記入量)
10 保護措置	
11 参考事項	

[注意事項] 遺跡の種類、遺跡の時代、発見の事情及び遺跡の現状欄は、該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は()内に記入

土木工事のための発掘に関する通知様式（法 94 条：国の機関等）

第 4 号様式（第 3 関係）

第 号
年 月 日

宮城県教育委員会教育長 殿

住 所
氏 名 印

埋蔵文化財発掘の通知について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法第 94 条第 1 項の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり通知します。

記

- 1 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
- 2 土木工事等をしようとする土地の面積
- 3 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、名称、員数、現状及び時代
- 5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概略
- 6 当該土木工事等の主体となる国の機関等の名称、代表者の氏名及び所在地
- 7 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所
- 8 当該土木工事等の着手の予定時期
- 9 当該土木工事等の終了の予定時期
- 10 その他参考となるべき事項

【添付書類】

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

土木工事のための発掘に関する通知様式（法 94 条：国の機関等）

(第 4 号様式別記)

別 記

1 所在地			
2 面 積			
3 土地所有者	氏名等： 住 所：		
4 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴 墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 ()		
遺跡の名称		員数	
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ()		
遺跡の時代	旧石器 繩文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 ()		
5 工事の目的	道路 鉄道 空港 港湾 河川 ダム 学校 共同住宅 個人住宅 工場 店舗 住宅兼工場店舗 その他の建物 () 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・電気・水道等 農業基盤整備 土砂採集 その他農業 () その他開発 () 遺跡整備		
工事の概要			
6 工事の主体	機関名： 住 所		
7 施行責任者	氏 名： 住 所：		
8 着手予定期	年 月 日	9 終了予定期	年 月 日
10 参考事項			

[注意事項] 遺跡の種類、遺跡の現状、遺跡の時代及び工事の目的欄は、該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は()内に記入

国の機関等による遺跡の発見に関する通知様式（法 97 条）

第 5 号様式（第 3 関係）

第 号
年 月 日

宮城県教育委員会教育長 殿

住 所
氏 名 印

遺跡発見の通知について

遺跡と認められるものを発見したので、文化財保護法第 97 条第 1 項の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり通知します。

記

- 1 遺跡の種類
- 2 遺跡の所在及び地番
- 3 遺跡の所在する土地の所有者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び所在地）
- 4 遺跡の所在する土地の占有者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び所在地）
- 5 遺跡の発見年月日
- 6 遺跡を発見するに至った事情
- 7 遺跡の現状
- 8 遺跡の現状を変更する必要のあるときは、その時期及び理由
- 9 出土品のあるときは、その種類、形状及び数量
- 10 遺跡の保護のため執った、又は執ろうとする措置
- 11 その他参考となるべき事項

【添付書類】

遺跡が発見された土地及びその付近の地図並びに土木工事等により遺跡の現状を変更する必要があるときは、当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

5. 関係資料・様式

国の機関等による遺跡の発見に関する通知様式（法 97 条）

(第 5 号様式別記) 別 記	
1 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴 墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 ()
2 遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 ()
3 土地所有者	氏名等 : 住 所 :
4 土地占有者	氏名等 : 住 所 :
5 発見年月日	
6 発見の事情	土木工事中 () 分布調査 試掘調査 その他 ()
7 遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ()
8 現状の変更	時期 : 年 月 日 ~ 年 月 日 理由 :
9 出土品	(種類・形状・数量)
10 保護措置	
11 参考事項	

[注意事項] 遺跡の種類、遺跡の時代、発見の事情及び遺跡の現状欄は、該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は()内に記入

埋蔵物発見の届出様式（遺失物法4条：市町村教育委員会・大学等調査機関）

第6号様式（第4関係）

第 号
年 月 日

管轄警察署長 殿

住 所
氏 名 印

埋蔵物発見届

下記の埋蔵物件を遺失物法第4条第1項の規定により届け出ます。

記

物件の名称	数 量	物件の名称	数 量
	平箱 箱		
発見者の住所、職業及び氏名	(調査主体者)		
発見した土地又は家屋などの所有者の住所、職業及び氏名			
発見の年月日	年 月 日 (調査最終日)		
発見の場所	(遺跡)		
発見した土地又は家屋などの所有権を取得した年月日			
発見の原因	に伴う発掘調査		
備 考			

5. 関係資料・様式

埋蔵文化財保管証様式（市町村教育委員会・大学等調査機関）

第7号様式（第6関係）

第 号
年 月 日

宮城県教育委員会教育長 殿

住 所
氏 名 印

埋蔵文化財保管証

別記により発見した埋蔵文化財を、下記により（ ）の負担において貴教育委員会の指示のあるまで責任をもって保管します。

記

埋蔵文化財の名称及び数量	
発見の場所及び年月日	
発掘者及び発掘担当者（又は発見者）	
保管の場所及び方法	
保管責任者の住所、氏名及び職業	

（注）（ ）内には、埋蔵文化財の保管に係る費用を負担する者を記載すること。

埋蔵文化財保管証様式（市町村教育委員会・大学等調査機関）

(第7号様式別記)
別記（出土文化財調書）

1 所在地			
2 調査面積			
土地所有者	氏名等：		
	住 所：		
3 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 ()		
遺跡の名称		員数	
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ()		
遺跡の時代	旧石器 繩文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 ()		
4 調査の目的	a 学術調査 () b 遺跡整備 c 自然崩壊		
調査の契機	d 開発事業：道路 鉄道 空港 港湾 河川 ダム 学校 共同住宅 個人住宅 工場 店舗 住宅兼工場店舗 その他の建物 () 宅地 造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・電気・水道 等 農業基盤整備 土砂採集 その他農業 () その他開発 ()		
	造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・電気・水道 等 農業基盤整備 土砂採集 その他農業 () その他開発 ()		
備 考			
5 調査主体	氏 名：		
	住 所		
6 発掘担当者	氏 名：		
	住 所：		
	経 歴：		
7 着手時期	年 月 日	8 終了時期	年 月 日
9 参考事項			

文化財の譲与申請様式（法第 107 条）

第 8 号様式（第 7 関係）

出土文化財譲与申請書

第 号
年 月 日

宮城県教育委員会教育長 殿

住 所
氏 名 印

文化財保護法第 107 条及び文化財保護条例第 31 条の規定により、下記 1 の出土文化財について下記 2 により譲与を受けたいので申請します。

記

1 譲与申請出土文化財

- (1) 品名及び数量
- (2) 発見の場所、遺跡名及び発見の年月日
- (3) 発見者の氏名及び住所
- (4) 発見された土地の所有者の氏名及び住所
- (5) 文化財として認定された年月日

2 譲与申請の理由及び譲与後の取扱い

- (1) 譲与申請の理由
- (2) 譲与後に保管する場所、施設及び保管方法
- (3) 保管責任者となる者の氏名、役職及び連絡先
- (4) その他参考となるべき事項

[添付書類等]

- (1) 文化財保護法第 102 条による文化財認定通知の写し
- (2) 出土状況を示す地図、図面、写真、報告書等の資料
- (3) 申請者が市町村教育委員会（地方公共団体の長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた場合にあっては、当該地方公共団体の長）である場合は、発見者及び発見された土地の所有者が市町村に対する譲与を了承していることを証する書面
- (4) 申請者が市町村教育委員会（地方公共団体の長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた場合にあっては、当該地方公共団体の長）以外の発見者である場合は、発見された土地の所有者が発見者に対する譲与を了承していることを証する書面及び発見者が自ら一括して保存・活用するための施設を有しないときは、別添様式による一括保存についての了解があることを明らかにする書面

(別添様式)

出土文化財の一括保存についての了解書

年　月　日

氏名、住所　　　　　　　　　　　印

譲与、譲渡又は寄託を受け一括保存の措置を行なう者の氏名、住所（又は機関の名称、代表者名及び所在地）　　　　　　　印

下記1の出土文化財を下記2のとおり〔　　　　　　　　　　　〕に〔譲与・譲渡・寄託〕し、一括保存することを了解します。

記

1　出土文化財の名称等

- (1) 出土文化財の名称
- (2) 出土地名
- (3) 出土年月日

2　一括保存の方法

- (1) 一括保存のため譲与等を行う場合は、譲与等を受ける者の氏名、住所（又は機関の名称、代表者名、所在地）
- (2) 保管等を行う施設の名称、所在地、規模、構造の概要及び保管責任者
- (3) 保存、活用の具体的な内容

【宮城県発掘調査基準】

施行 平成12年4月1日

改正 平成31年4月1日

平成10年9月29日付け府保記第75号文化庁次長通知「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化について」の別紙2「記録保存のための発掘調査その他の措置を行う場合の基本的な考え方」及び平成11年10月21日北海道・東北ブロック発掘調査基準策定部会決定の「北海道・東北ブロック発掘調査基準」に基づき、宮城県の発掘調査基準を以下のように定める。

I. 工事前の発掘調査を要する場合は次のとおりである。この調査とは記録保存のために行う本発掘調査のことをしている。

1. 工事の掘削により埋蔵文化財が破壊される場合。
2. 掘削が及ぼない場合であっても、工事により埋蔵文化財に影響を及ぼす場合や、一時的な盛土や工作物の設置により、埋蔵文化財に影響を及ぼす場合。
3. 恒久的な工作物の設置により、相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる以下①～⑤の場合。この取扱いの詳細については、別表に例示する。

①道路・鉄道等

道路・鉄道・滑走路等にかかる部分及びその施工により以後の発掘調査が不可能になるおそれのある部分が対象となる。ただし、一時的な工事用道路、砂利敷等簡易な構造の農道や私道、単独施工による歩道や植樹帯、高架・橋梁の橋脚以外の部分、道路の拡幅・改修の場合の既存道路部分等については、埋蔵文化財に影響を及ぼさない限りこれを除く。

②ダム・河川等

ダムの堤体及び湛水域、河川の堤防敷及び河川敷、海岸の防波堤及び防潮堤等が発掘調査の対象となる。ただしダムの危険水域、河川の高水敷は埋蔵文化財に影響を及ぼさない限りこれを除く。

③恒久的な盛土整地

盛土等の厚さが2m以上の場合が発掘調査の対象となる。ただし、埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれのある場合は、2m以下でもその対象となる。

④建築物

建築物一般が発掘調査の対象となる。ただし、個人住宅又はこれと同程度以下の規模構造のものについては、埋蔵文化財に影響を及ぼさない限りこれを除く。

⑤駐車場その他の整地舗装

駐車場・イベント広場その他の整地舗装は発掘調査の対象となる。ただし簡易な基礎構造の場合は、埋蔵文化財に影響を及ぼさない限りこれを除く。

II. 工事立会及び慎重工事の内容と取扱いは次のとおりである。

1. 工事立会

工事が埋蔵文化財を損壊しない範囲内で計画されているが、現地で状況を確認する必要がある場合、又は対象地が狭小で通常の発掘調査を実施できない場合は、市町村教育委員会の埋蔵文化財担当職員が、工事で掘削・盛土した状況の確認を行う。

2. 慎重工事

工事が埋蔵文化財を損壊しない範囲内で計画され、発掘調査や工事立会の必要がないと判断された場合は、事業者が慎重に工事を実施する。

別表

事業区分		細分	取扱い	備考
1	道路	高速道路・高規格道路・側道・国道・県道・市町村道	①	拡幅・改修の既存道路部分および、高架・橋梁の橋脚以外の部分は除く
		インターチェンジのループ部分	①	
		サービスエリア・パーキングエリア	①・⑤	
		工事用道路・農道・私道・歩道・植樹帯	①の特例	工事用道路は一時的且つ簡易な構造のもの、農道・私道は砂利敷等簡易な構造のもの、歩道・植樹帯は単独施工のものに限る
2	鉄道	路線敷	①	
		駅舎等関連施設（建物等）	④・⑤	
3	空港	滑走路	①	
		建物等関連施設	④・⑤	
4	港湾	埠頭・岸壁	⑤	
		建物等関連施設	④・⑤	
5	ダム	堤体・常時満水域	②	
		危険水域	②の特例	埋蔵文化財に影響を及ぼさない場合に限る
6	河川	堤防・低水敷	②	
		高水敷	②の特例	ダム危険水域に同じ
		閘門等関連施設	④	
7	海岸	防波堤・防潮堤	②	
8	学校	校舎・体育館（建物等）・プール	④	
		運動場・緑地	③	
10	住宅建築	住宅	④の特例	埋蔵文化財に影響を及ぼさない場合に限る
11	宅地造成	宅地	③	
		道路	①	
12	住宅地区		③	
	商工業地区	建物	④	
		駐車場等	⑤	
	道路		①	
	公園・緑地		③	
13	建物	官公庁舎・店舗・事務所等建物施設	④	
14	工場	建物	④	
		駐車場等	⑤	
15	農業関連	圃場整備	農地・水路	③
			農道	①の特例
		広域農道等		①
		貯水池	堤体・常時満水域	② ダムに同じ
16	ゴルフ場		コース	③
		建物	④	
		駐車場等	⑤	
17	観光開発	建物等	④	
		広場・駐車場	⑤	
18	公園	園池	③	
		建物・広場等	④・⑤	
19	駐車場		⑤	
	産廃処理場	建物	④	
		駐車場	⑤	
	その他開発	墓地	①	
		建物	④	
		道路	①	
		駐車場	⑤	

